

「マンガ・アニメのまちにいがた」サポートキャラクター
花野古町・笹団五郎 使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「マンガ・アニメのまちにいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎（以下、「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認申請)

第2条 キャラクターを営利目的で使用しようとする者は、あらかじめ別記第1号様式によるキャラクター使用承認申請書に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 新潟市のイメージや品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 市長が別に定める使用上の注意事項に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定による承認は、別記第2号様式によるキャラクター使用（変更）承認書をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下、「使用者」という）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、市長が指示する条件に従うこと。
- (2) 使用承認の権利を譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 原則として、物品等には「©新潟市」との表記を付すこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 承認に係る物品等の完成品を、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第6条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号によるキャラクター使用承認変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は、別記第2号様式によるキャラクター使用(変更)承認書をもって行うものとする。

3 使用者は、前項の規定による承認を受けた後についても、前条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(使用の取消し)

第7条 市長は、第3条により承認した使用者が第5条各号に掲げる使用上の遵守事項に違反していると認められるとき、又は第3条各号に該当することとなった場合、別記第4号様式によるキャラクター使用承認取消書をもって当該使用承認を取り消すものとする。

2 市長は、第2条で定める者以外が第3条各号に該当していると認められる場合、使用の中止を求めることができる。

(責任の制限)

第8条 市長は、キャラクターの使用承認を取り消したことにより、又は使用の中止を求めたことにより使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

2 市長は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補てんその他法律上の責任を負わない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、キャラクター使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月11日より施行する。

この要領は、平成24年8月2日より施行する。

この要領は、平成24年8月10日より施行する。

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

この要領は、平成26年12月4日より施行する。

この要領は、令和元年5月1日より施行する。

この要領は、令和3年3月31日より施行する。

様式第1号（第2条関係）

「マンガ・アニメのまちにいがた」サポートキャラクター
花野古町・笹団五郎 使用承認申請書

令和 年 月 日

新潟市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、「マンガ・アニメのまちにいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎を使用したいので申請します。

記

- 1 使用目的及び使用方法並びに数量
- 2 使用期間
- 3 連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）
- 4 添付書類
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第3条、第6条関係）

「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター
花野古町・笹団五郎 使用（変更）承認書

令和 年 月 日

様

新潟市長

令和 年 月 日付けで申請のあった「マンガ・アニメのまち にいがた」
サポートキャラクター花野古町・笹団五郎の使用（変更）について、下記のとおり承認し
ます。

記

1 承認内容

- （1）「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎
使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎
使用取扱要領の内容を遵守すること。

2 承認番号

号

様式第3号（第6条関係）

「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター
花野古町・笹団五郎 使用変更承認申請書

令和 年 月 日

新潟市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

（変更内容）

様式第4号（第7条関係）

「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター
花野古町・笹団五郎 使用承認取消書

令和 年 月 日

様

新潟市長

令和 年 月 日付けで承認した「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎の使用（変更）について、下記のとおり承認を取り消します。

記

1 取消内容

（1）承認番号

（2）承認した内容

2 取消理由